

事業評価書（事後）一覧

	事業名	関連する施策目標
1	産科医療機関確保事業	Ⅳ-1-1
2	医療機関・公的機関等への個人防護服(PPE)の確保	Ⅳ-3-4
3	糖尿病等の生活習慣病対策推進費	Ⅳ-3-7
4	メンタルヘルスの専門相談機関等事業場外資源の紹介体制の強化	Ⅱ-2-2
5	小規模事業場に従事する労働者に対する面接指導専用窓口の開設	Ⅱ-2-2
6	精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化	Ⅱ-1-3
7	ジョブ・カード制度の構築	Ⅱ-1-4
8	精神障害者地域移行・地域定着支援事業	Ⅳ-7-1
9	ASEAN地域の健康確保対策事業	Ⅵ-3-1

産科医療機関確保事業

平成23年9月

医政局指導課(井上誠一課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する										
施策大目標分野	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	的供給	医療サービスの安定	構造的な医療保険制度の	高齢者医療制度改革を含めた持続的・安定的な医療保険制度の	国民の健康支援	衛生的で安心・快適な生活環境の確保	高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会作り	安心して信頼できる年金制度の確立	障害のある人も障害のない人も地域でもに生活し、活動する社会の実現	戦傷病者等の援護

施策中目標

1	地域の医療連携体制を構築する
2	医療需要に見合った医療従事者を確保する
3	医療従事者の資質の向上を図る
4	医療安全確保対策を推進する
5	政策医療を向上・均てん化させる
6	新医薬品・医療機器の創出等を促進するとともに、医薬品・医療機器産業の振興を図る
7	新医薬品・医療機器を迅速に提供する
8	医薬品等の品質確保、安全対策を徹底する
9	嫌気品の適正使用を推進する
10	安全で安心な血液製剤を安定的に供給する

施策小目標	
1	医療計画に基づく医療連携体制を構築すること
2	救急医療体制を整備すること
3	周産期医療体制を確保すること
4	小児医療体制を整備すること
5	災害医療体制を整備すること
6	へき地保健医療対策を推進すること
7	病院への立入検査の徹底
8	医療法人等の経営の安定化を図ること

その他、以下の事業と関連がある。

—

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成19年度）

①現状分析

近隣に分娩可能な医療機関が少なく、また離島や公共交通機関等の利用が困難な地域の産科医療機関には経営困難となっている医療機関が多い。

②問題点

上記のような地域では休日夜間も診療体制をとることを余儀なくされるが、分娩件数が少ないため、体制維持に見合った収入が得られず、その結果経営困難となり、分娩を取り扱う医療機関が低減している。

③問題分析

経営の安定化を図るための経営困難な産科医療機関に対して、財政支援を行う必要がある。

④事業の必要性

①～③を踏まえ、分娩を取り扱う医療機関へ支援を行うことは、身近な地域で安心して出産できる環境を整備することにつながり、地域における安全・安心な医療を提供する上で重要な施策である。

(2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

①現状分析

離島や近隣に分娩可能な医療機関が少なく、また公共交通機関等の利用が困難な地域の産科医療機関には、現在も経営困難となっている医療機関が多い。

②問題点

上記のような地域では、休日夜間も診療体制をとることを余儀なくされるが、分娩件数が少ないため、体制維持に見合った収入が得られず、引き続き経営困難となっている。

③問題分析

経営の安定化を図るための経営困難な産科医療機関に対して、引き続き財政支援を行う必要がある。

④事業の必要性

①～③を踏まえ、引き続き分娩を取り扱う医療機関へ支援を行うことは、身近な地域で安心して出産できる環境を整備することにつながり、地域における安全・安心な医療を提供する上で重要な施策である。

(現状・問題分析に関連する指標)

		H18	H19	H20	H21	H22
1	分娩取り扱い病院数	—	—	1,149	—	—
2	分娩取り扱い診療所数	—	—	1,564	—	—
(調査名・資料出所、備考等) 医療施設調査(大臣官房統計情報部調べ)による。なお、本調査は3年毎の調査である。 ※平成14年 分娩取扱病院数 1,503 分娩取扱診療所数 1,803 ※平成17年 分娩取扱病院数 1,321 分娩取扱診療所数 1,612						

3. 事業の内容

(1) 実施主体

都道府県、市区町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者

(2) 概要

産科医療機関に対する①勤務する医療従事者の人件費、②医師等の休日代替要員雇上経費、③医療機器(分娩関係)の購入費、④遠隔地からの妊産婦、家族等の宿泊施設整備費の財政支援を行うことにより、経営の安定化を図るとともに、安心して出産できる環境の整備を図る。

(3) 目標

産科医療機関の経営の安定化を図り、当該医療機関が存在する地域において分娩の取扱いを継続できる体制の確保を図る。

(4) 予算

会計区分：一般会計

平成24年度予算要求：323百万円

産科医療機関確保事業に係る予算の推移：

H20	H21	H22	H23	H24
738	738	323	323	323

(百万円)

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

分娩可能な医療機関の削減は全国的な問題となっており、全国どの地域においても国民すべてが一定水準の医療を享受できるようにするためには、行政機関が主体的に、地域差が生じることのないよう財政支援を行う必要がある。

(2) 有効性の評価

本事業の実施により、産科医療機関の経営の安定化が図られ、当該医療機関が存在する地域において分娩の取扱いを継続できる体制の確保が図られることが期待される。

(3) 効率性の評価

産科医療機関の経営の安定化を図るための費用を補助することで、その地域における分娩可能な医療機関を確保でき、最小限の費用から最大限の効果につなげることができる。

5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

産科医療機関への運営費等の補助→当該医療機関の経営状況の改善→当該医療機関の経営の安定化→分娩可能な医療機関の確保

②有効性の評価

本事業の実施により、補助金の交付を受けた産科医療機関においては、経営の安定化が図られ、当該医療機関が存在する地域において分娩の取扱いを継続できる体制の確保が図られたと考えられる。

③事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(2) 効率性の評価

①効率性の評価

産科医療機関の経営の安定化を図るための費用を補助することで、その地域における分娩可能な医療機関を確保でき、最小限の費用から最大限の効果につなげることが出来たと考えられる。

②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

(4) 政策等への反映の方向性

本事業が補助対象とする地域の産科医療機関の経営状態は以前として厳しい状況にあるため、平成24年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H18	H19	H20	H21	H22
1	へき地等における産科医療機関の補助件数	—	—	22	29	29
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標1は、医政局指導課調べ。						

7. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

改正医療法の付帯決議（平成18年6月13日）の十一における医師不足問題への取組。

十一 産科、小児科を始めとする特定の診療科及びへき地医療における医師不足問題に対応するため、地域の実情を考慮した医療機能の効果的な集約化・重点化の促進と拠点病院への搬送体制の整備、大学医学部の入学定員の地元枠の設定、地域の病院に医師を紹介する体制の見直し等について、地域医療の関係者が参画する都道府県の医療対策協議会における検討を踏まえ、必要な財政措置が講ぜられるよう支援を行うこと。

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

政府・与党の「緊急医師確保対策（平成19年5月31日）」取組項目。

2－（4）医師不足の厳しい地域医療を支える病院への支援の充実

「身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、地域的な事情により、分娩数が少なく、採算のとれない産科病院への必要な経費に対して補助。」

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有 無

② 具体的内容

(7) その他

特になし

医療機関・公共機関等への 個人防護服（PPE）の確保事業

平成23年9月

健康局結核感染症課(正林督章課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
施策大目標分野	的医療供給	医療サービスの安定	の構築	高年齢者医療制度改革を含めた持続的・安定的な医療保険制度	国民の健康支援	衛生的で安心・快適な生活環境の確保	高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会作り	安心して信頼できる年金制度の確立	障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会の実現	戦傷病者等の援護	質の高いサービスの提供

施策中目標

1	適正な移植医療を推進する
2	難病対策、ハンセン病、エイズ対策を推進する
3	原紙爆弾被爆者等を援護する
4	感染症の発生・まん延を防止する
5	ワクチン等を安定的に供給する
6	地域の保健医療体制を確保する
7	健康づくりを推進する
8	健康危機管理体制を確保する

施策小目標

1	感染症対策の充実を図ること
2	新型インフルエンザ対策を推進すること
3	肝炎対策を推進すること

その他、以下の事業と関連がある。

特になし

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成19年度）

①現状分析

近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行し、ヒトへの感染や死亡例も報告されている。今後、このウイルスが変異し、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生が危惧されている。

②問題点・問題分析

新型インフルエンザ対策行動計画において、必要な対策の推進、具体的な行動計画の策定など、地域の実情に応じた対策の実施について、都道府県に対し要請しているところであるが、発生した際の初動体制が不十分であった場合、感染が拡大し、社会機能を破綻させるおそれがある。

③事業の必要性

国の危機管理上、新型インフルエンザ発生時の医療体制の確保は重要であり、感染者を診察する医療従事者が安全に活動できるような体制を確保することで、発生時において円滑に医療が提供できる。

(2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

①現状分析

平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は平成23年3月31日をもって通常の季節性インフルエンザ対策へと移行したが、依然として東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザは発生しており、新たな新型インフルエンザの発生が懸念されている。

②問題点

新たな新型インフルエンザが発生した場合、ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的な影響をもたらすことが懸念されている。

③問題分析

平成21年2月に改定した新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、都道府県等の地方自治体において、必要な対策の推進、具体的な行動計画の策定など、地域の実情に応じた対策が実施されているところであるが、平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、対策の見直しの検討が進められているところである。特に、医療体制については、発熱外来や感染症指定医療機関だけでなく、全ての一般医療機関においても院内感染対策の徹底が求められている。

④事業の必要性

国の危機管理上、新型インフルエンザ発生時の医療体制の確保は重要であり、感染者を診察する医療従事者が安全に活動できるような体制を確保することで、発生時において円滑に医療が提供できる。

3. 事業の内容

(1) 実施主体

国

(2) 概要

「医療機関における感染症対策ガイドライン」（新型インフルエンザ専門家会議）（平成19年3月26日）において、新型インフルエンザ患者に対する診療やケアのために、近づくものあるいはその可能性にあるもの全てが適切な个人防护服を着用しなければならないとされており、高感染リスクにさらされる医療従事者の理解と協力のもと、発生時の円滑な初動体制の確保を目的にPPE（个人防护具）を備蓄する。

(3) 目標

新型インフルエンザの発生に備えあらかじめ个人防护具（PPE）を備蓄しておくことで、新型インフルエンザ発生時に円滑な初動体制を確保することを目標とする。

(4) 予算

会計区分：一般会計

平成24年度予算要求：22百万円

医療機関・公共機関等への个人防护服（PPE）の確保事業全体に係る予算の推移：

(百万円)

H20	H21	H22	H23	H24
25	24	24	23	22

※ 平成20年度に保管料が不足したため、25百万円のうち10百万円は他の予算科目から流用した。

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

- ・行政関与の必要性の有無

新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県等が主導し、具体的な行動計画を策定し、医療機関に対しあらかじめ必要な対策を示しておく必要がある。

- ・国で行う必要性

新型インフルエンザはいつ、どこで発生するか不明であり、都道府県等に対し、発生時の対策を策定するよう要請しているが、国の危機管理上の責務として、医療従事者の理解と協力のもと、発生時の初動体制を確保し、社会機能を維持することが必要である。

- ・民営化や外部委託の可否

新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導となって計画的に行うべき事業である。

(2) 有効性の評価

新型インフルエンザに感染した者に対し、防護服を着用せず診療した場合、医療従事者自ら感染するおそれが高まり、医療自体の提供が出来なくなることやさらなる二次感染の発生が想定されるため、診療時の防護服着用は、初動体制の確保のために不可欠なものである。

(3) 効率性の評価

新型インフルエンザが発生した場合、発生初期段階での封じ込め、感染拡大防止が最も重要である。それを実践するためには、速やかな行動がとれるよう準備をしておくことが必要であることから、発熱外来の医療機関で必要な个人防护具を事前に備蓄しておくことは、迅速に初期対応するために必要な対策として有効である。

5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

国におけるPPEの確保→新型インフルエンザ発生地域に対するPPEの提供→医療従事者の安全確保→円滑な医療体制の確保

②有効性の評価

新型インフルエンザに感染した者に対し、防護服を着用せず診療をした場合、医療従事者自ら感染するおそれが高まり、医療自体の提供が出来なくなることや、さらなる二次感染の発生が想定されるため、診療時の防護服着用は初動体制の確保のために不可欠なものである。

平成21年度の新型インフルエンザ発生時には、个人防护具（PPE）が不足していた府県に対して約3千人分の装備を送付した。

③事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(2) 効率性の評価

① 効率性の評価

新型インフルエンザが発生した場合、発生初期段階での封じ込め、感染拡大防止が最も重要である。それを実践するためには、速やかな行動がとれるよう準備をしておくことが必要であることから、必要な个人防护服を事前に備蓄しておくことは、迅速に初期対応するために必要な対策として有効である。

② 事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

(4) 政策等への反映の方向性

PPEの購入は平成19年度補正予算により実施されており、今後もPPEの保管に係る費用について、所要の予算を要求する。

6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H18	H19	H20	H21	H22
3	PPEの備蓄数（万人分）	0	12.6	12.6	12.3	12.3
	達成率	—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標は健康局結核感染症課調べ						

7. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

「新型インフルエンザ対策行動計画」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議）（平成21年2月改定）

「国及び都道府県等は、第三段階のまん延期に備え、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等）をあらかじめ備蓄・整備する。」

- 新型インフルエンザ対策行動計画
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kettei/090217keikaku.pdf>

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

「新型インフルエンザ専門家会議意見書」（新型インフルエンザ専門家会議）（平成23年2月）

「国及び都道府県等は、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。」

- 新型インフルエンザ専門家会議意見書
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000132k0-att/2r985200000132lh.pdf>

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

特になし

糖尿病等の生活習慣病対策推進費

平成23年9月

健康局総務課(生活習慣病対策室 野田 広室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
施策大目標分野	的供給 医療サービスの安定	構築 的医療保険制度の を含めた持続的・安定	国民の健康支援 高齢者医療制度改革	衛生的で安心・快適な 生活環境の確保	持ち、安心して暮らせる 社会作り	年金制度の確立 安心して信頼できる	障害のある人も障害 のない人も地域でと もに生活し、活動する 社会の実現	戦傷病者等の援護	質の高いサービスの 提供

施策中目標

1	適正な移植医療を推進する
2	難病対策、ハンセン病、エイズ対策を推進する
3	原紙爆弾被爆者等を援護する
4	感染症の発生・まん延を防止する
5	ワクチン等を安定的に供給する
6	地域の保健医療体制を確保する
7	健康づくりを推進する
8	健康危機管理体制を確保する

施策小目標

1	健康作り対策（栄養・食生活）を推進すること
2	健康作り対策（身体活動・運動）を推進すること
3	健康作り対策（たばこ）を推進すること
4	がん医療を中心としつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること

その他、以下の事業と関連がある。

特になし

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成19年度）

①現状分析

糖尿病有病者、予備軍の数は、増加傾向にあり、糖尿病を原因とする人工透析患者も増加している。また、糖尿病等を重要なリスク要因とする脳卒中、心筋梗塞の患者数も増加傾向にある。

糖尿病等の生活習慣病は、適切な食習慣、運動習慣により予防可能であり、発症後も運動療法、食事療法、薬物療法等により脳梗塞等の重度疾患を予防することが可能である。

②問題点

糖尿病有病者、予備軍の数は、増加傾向にあり、糖尿病を原因とする人工透析患者も増加している。また、糖尿病等を重要なリスク要因とする脳卒中、心筋梗塞の患者数も増加傾向にある。

③問題分析

糖尿病等の生活習慣病は、適切な食習慣、運動習慣により予防可能であり、発症後も運動療法、食事療法、薬物療法等により脳梗塞等の重度疾患を予防することが可能である。

④事業の必要性

糖尿病等の患者数は増加傾向にあり、従来のすべての対象者に対する一律の予防・治療方法では、十分な効果が得られないことが明らかになってきた。

今までの一律の予防・治療方法ではなく、国民や医療従事者に対し、個人や地域の特徴に応じた最新の予防・治療情報を提供することで、糖尿病等患者の減少が見込まれるため、必要である。

(2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

①現状分析

糖尿病有病者、予備軍の数は、増加傾向にあり、糖尿病を原因とする人工透析患者も増加している。また、糖尿病等を重要なリスク要因とする脳卒中、心筋梗塞の患者数も増加傾向にある。

糖尿病等の生活習慣病は、適切な食習慣、運動習慣により予防可能であり、発症後も運動療法、食事療法、薬物療法等により脳梗塞等の重度疾患を予防することが可能である。

②問題点

糖尿病有病者、予備軍の数は、増加傾向にあり、糖尿病を原因とする人工透析患者も増加している。また、糖尿病等を重要なリスク要因とする脳卒中、心筋梗塞の患者数も増加傾向にある。

③問題分析

糖尿病等の生活習慣病は、適切な食習慣、運動習慣により予防可能であり、発症後も運動療法、食事療法、薬物療法等により脳梗塞等の重度疾患を予防することが可能である。

④事業の必要性

糖尿病等の患者数は増加傾向にあり、従来のすべての対象者に対する一律の予防・治療方法では、十分な効果が得られないことが明らかになってきた。

今までの一律の予防・治療方法ではなく、国民や医療従事者に対し、個人や地域の特徴に応じた最新の予防・治療情報を提供することで、糖尿病等患者の減少が見込まれるため、必要である。（なお、平成22年度より、運営主体の、国立国際医療センターが、独立行政法人化したことに伴い、運営費交付金へ移管された。）

（現状・問題分析に関連する指標）

		H18	H19	H20	H21	H22
1	糖尿病が強く疑われる人（単位：万人）	—	約 890	—	—	—
2	糖尿病の可能性が否定できない人（単位：万人）	—	約 1,320	—	—	—
（調査名・資料出所、備考等） ・指標 1 及び 2 は、平成 19 年度国民健康・栄養調査（健康局生活習慣病対策室調べ）による。5 年毎の調査のため、平成 19 年のみ把握可能。 参考 1 平成 14 年度の数値 指標 1 約 740 万人 指標 2 約 880 万人 参考 2 平成 14 年の糖尿病性腎症による新規人工透析導入患者数 約 13,000 人 平成 20 年の糖尿病性腎症による新規人工透析導入患者数 約 16,200 人						

3. 事業の内容

（1）実施主体

独立行政法人 国立国際医療研究センター等

（2）概要

糖尿病等の生活習慣病対策を推進する上で、糖尿病対策に関連する情報を収集し、分析し、国民・患者・医療関係者に対して、「糖尿病医療に関する専門医療機関の情報」、「最新の予防法や治療方法に関する情報」等を発信する情報基板を独立行政法人国立国際医療研究センターに設置し、運用していくための事業

（3）目標

糖尿病に関する情報収集・分析、最新の予防・治療方法についての情報提供、医療従事者向け研修を行うこと等により、糖尿病患者、予備軍の減少を目標とする。

(4) 予算

会計区分：一般会計

平成24年度予算要求： 49百万円

糖尿病等の生活習慣病対策推進費全体に係る予算の推移：

(単位：百万円)

H20	H21	H22	H23	H24
173	148	29	21	49

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

診療データ等を各医療機関、医療保険者から情報収集し、その情報をもとに最新の予防・治療方法を分析していくこととなるので、行政による高度な守秘義務下での管理が必要である。

(2) 有効性の評価

糖尿病等に患者数は増加傾向にあり、従来のすべての対象者に対する一律の予防・治療方法では、十分な効果が得られないことが明らかになってきた。

今までの一律の予防・治療方法ではなく、国民や医療従事者に対し、個人や地域の特徴に応じた最新の予防・治療情報を提供することで、糖尿病等患者の減少が見込まれるため、本事業は有効である。

(3) 効率性の評価

医療機関単位、地域単位で予防・治療情報を収集・分析し、全国規模で予防・治療情報をデータベース化することにより、より効果的な最新の予防・治療情報を提供することができ、国民の健康の確保に資することが可能である。

5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

（1）有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

国立国際医療センターに、様々な糖尿病対策に関連する情報の収集、分析、発信等を担う情報基盤を整備し、「糖尿病医療に関する専門機関の情報」、「最新の予防法や治療方法に関する情報」等を発信することにより、糖尿病等の生活習慣病対策が推進された。（なお、平成22年度より、この経費は、独立行政法人国立国際医療研究センターの運営費交付金へ移管された。）

②有効性の評価

今までの一律の予防・治療方法ではなく、国民や医療従事者に対し、個人や地域の特徴に応じた最新の予防・治療情報を提供することで、糖尿病等患者が減少した。

③事後評価において特に留意が必要な事項

なし

（2）効率性の評価

①効率性の評価

糖尿病診療の均てん化と糖尿病に関する全国の医療水準の向上が進められた。

②事後評価において特に留意が必要な事項

なし

（3）その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

なし

（4）政策等への反映の方向性

現在、独立行政法人国立国際医療研究センターに設置された糖尿病情報センターにおいて、以下の業務を行っており、今後も本事業を行うため、平成24年度予算要求においても所要の予算を要求する。

- ・情報登録・発信機能
 - 1) 医療機能情報、地域連携パスに関する情報を収集しこれを発信する
 - 2) 倫理面に最大限の配慮をしつつ糖尿病情報についての登録を行い、登録データを集約・分析する
 - 3) 医療者向け糖尿病論文情報等を収集・登録・公開する
- ・研修支援機能

糖尿病に関わるメディカルスタッフに対する研修講座を企画・開催する

6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H18	H19	H20	H21	H22
1	定期健康診断等糖尿病に関する健康診断受診者（単位：万人） （6860万人以上／2010年）	—	6,013	—	—	—
達成率		—	87.7%	—	—	—
2	糖尿病検診における異常所見者の事後指導受診率 （単位：万人）男性 （100％／2010年）	—	80.6	—	—	—
達成率		—	80.6%	—	—	—
2	糖尿病検診における異常所見者の事後指導受診率 （単位：万人）女性 （100％／2010年）	—	79.4	—	—	—
達成率		—	79.4%	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】 平成19年度国民健康・栄養調査（健康局生活習慣病対策室調べ）による。5年毎の調査のため、平成19年のみ把握可能。						

7. 特記事項

（1）国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有 無

② 具体的記載

（2）各種計画等政府決定等の該当

① 有 無

② 具体的記載

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

特になし

メンタルヘルスの専門相談機関等 事業場外資源の紹介体制の強化事業

(現在事業名 メンタルヘルス対策支援センター事業)

平成23年9月

労働基準局安全衛生部労働衛生課（椎葉茂樹課長） [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅱ 意欲のあるすべての者がディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事） に就ける社会を実現する			
施策大目標	1	2	3
	を 率 大し 「量」 雇用 の 向上 就業 を 拡 の	る を 整 備 す	き こ 適 心 上 「質」 雇用 の

施策中目標

1	労働条件の確保・改善を図る
2	労働者が安全で、健康に働ける職場を確保する
3	労働災害に被災した労働者等に対し、迅速かつ適正な労災保険給付を行う
4	労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する
5	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する
6	安定した労使関係の形成を促進する
7	個別労働紛争の解決を促進する
8	豊かで安定した勤労者生活の実現を図る

施策小目標

1	労働者の安全確保対策の充実を図ること
2	労働者の健康確保対策の充実を図ること
3	職業性疾病の予防対策の充実を図ること
4	労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策

その他、以下の事業と関連がある。

特になし。

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成19年度）

①現状・問題分析

事業場でメンタルヘルス対策を実施するに当たっては、事業場が抱える問題や求めるサービスに応じて、メンタルヘルスケアに関し専門的な知識を有する機関の支援を活用することが効果的である。しかしながら、実際に事業場外資源が提供しているサービスの内容を見ると、必ずしも事業場の期待に十分に応えた内容になっているとはいえないものが存在するのが現状であり、その要因として事業場外資源が提供するサービス内容の質の問題やそれを活用する事業場側が事業場外資源を適確に評価できないこと等が考えられる。

②事業の必要性

以上の現状を踏まえ、事業者や労働者のニーズに応じた最適な事業場外資源の活用の促進が図られるような仕組みの整備が必要である。

(2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

①現状・問題分析

日本の自殺者数は13年連続で3万人を超え、このうち、約8,600人が労働者であり、「勤務問題」を自殺の原因の一つとしている者は約2,600人に達している。また、職業生活等において不安、ストレス等を感じる労働者は約6割に上っており、このような状況を背景に、精神障害等による労災支給決定件数は増加傾向にある。

一方、事業場におけるメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、対策に取り組んでいる事業場は、全体の約3割にとどまっており、「専門スタッフがいない」(44.3%)、「取り組み方がわからない」(42.2%)などの理由により取組が十分に進んでいない状況にある。

政府の「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）においては、2020年までの目標として「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%」が盛り込まれ、職場におけるメンタルヘルス対策の促進に向けて、政府として取組を大幅に強化し、加速させることが必要となっている。

このような中、今後の対策の在り方について、労働政策審議会において審議がなされ、平成22年12月に厚生労働大臣に対し建議が行われたところである。建議においては、事業者に対するストレス症状を有する労働者への面接指導実施の義務づけが提言されたところであり、その具体化に向けて、法的整備や事業場内における体制整備等が必要となっている。

さらに、東日本大震災に伴う強度の被災体験により、多くの労働者が大きな心理的な負担を抱えながら生活や仕事を続けており、また、被災地の復旧・復興作業においては、全国各地から駆けつけた多くの労働者が過酷な状況下での作業に伴う心理的な負担を経験している。こうした労働者を抱える事業場においては、労働者に対する継続的なメンタルヘルスケアの実施や、外傷後ストレス

障害（PTSD）、うつ病その他の精神疾患により休職した労働者の職場復帰支援など、多くの課題を抱えており、継続的な支援が必要となっている。

②改善方策（事業の必要性）

このような状況を踏まえ、事業主に対するメンタルヘルス対策に関する総合相談、訪問支援、労働者の職場復帰プログラムの作成支援の充実やメンタルヘルス不調者に対応できる人材育成の拡充など、メンタルヘルス対策支援センター事業の効果的な実施により、職場におけるメンタルヘルス対策の一層の促進を図る必要がある。

（関連指標の動き）

		H18	H19	H20	H21	H22
1	仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがある労働者	—	58.0%	—	—	—
2	心の健康対策（メンタルヘルスケア）に取り組んでいる事業場	—	33.6%	—	—	—
（調査名・資料出所、備考等）						
1、2ともに厚生労働省大臣官房統計情報部「平成19年労働者健康状況調査」（5年に1回調査。前回調査は平成19年）						

（参考統計の動き）

		H18	H19	H20	H21	H22
1	自殺者数（総数）	32,155人	33,093人	32,249人	32,845人	31,690人
2	自殺者数（労働者）	8,790人	9,154人	8,997人	9,159人	8,568人
3	「勤務問題」を自殺の原因の一つとしている者		2,207人	2,412人	2,528人	2,590人
4	精神障害等による労災支給決定件数	205件	268件	269件	234件	308件
（調査名・資料出所、備考等）						
1、2、3は警察庁「自殺統計」。4は厚生労働省労働基準局労災補償部調べによる。なお、原因・動機別自殺状況については、平成19年の自殺統計より、原因・動機を最大3つまで計上できることとしたため、平成18年以前とは比較できない。						

3. 事業の内容

(1) 実施主体

受託者 独立行政法人労働者健康福祉機構
 <年度ごとに企画競争入札により選定>

(2) 概要

地域における職場のメンタルヘルス対策を支援する中核的な機関としてメンタルヘルス支援センターを設置し、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・適切な対応、メンタルヘルス不調により休職した労働者の円滑な職場復帰に至るまで、事業者が行うメンタルヘルス対策の総合的支援を行う。

(3) 目標

職場のメンタルヘルス対策の促進等を図り、労働者の健康障害を防止することを目的としている。

(4) 予算

会計区分：労働保険特別会計労災勘定

平成24年度予算要求：1,443百万円

メンタルヘルス対策支援センター事業に係る予算の推移：

H20	H21	H22	H23	H24
181百万円	502百万円	526百万円	1,428百万円	1,443百万円

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

①行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有 / 無

民間部門の活動による場合、地域間でサービスに差の生じる可能性があること、また、民間の相談機関に対する評価において、中立性を担保する観点から、行政機関による調整が必要となる。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有 / 無

全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業に取り組む必要がある。

③民営化・外部委託の可否：可 / 否

メンタルヘルス対策に係る十分なノウハウを有し、各地域において適確な事業場外資源を紹介できる全国組織を有する団体に委託することができる。

④他の類似事業（他省庁を含む）がある場合の重複の有無

なし。

(2) 有効性の評価

(政策効果が発現する仕組み)

「メンタルヘルスサービスセンター（仮称）」の設置→事業者等からのメンタルヘルス対策に関する相談対応→相談内容に応じた適切な事業場外資源の紹介→事業場外資源を活用したメンタルヘルス対策の実施の促進

(事業の有効性)

事業者等がニーズに応じた最適な相談対応等の支援を受けることができ、事業場におけるメンタルヘルス対策の効果的かつ効率的な実施が期待され、これにより労働者のメンタルヘルス対策及びそれに付随した労働者の自殺予防が図られることが期待できることから、有効であると評価できる。

(3) 効率性の評価

本事業の実施により、事業者等がニーズに応じた最適な支援を受けることができること、また、都道府県単位に窓口を設けることにより、地域の実情に応じた効率的な取組を図るものであることから、効率的であると評価できる。

5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

メンタルヘルス対策支援センターの設置→事業者からのメンタルヘルスに関する相談対応、個別事業場に対する訪問支援の実施→メンタルヘルス対策に取り組む事業場増加→労働者の健康障害防止

②有効性の評価

上記の仕組みが機能するためには、メンタルヘルス対策が十分に進んでいない事業場に対し効果的に支援を行う必要がある。このため、本事業により「専門スタッフがない」、「取り組み方が分からない」等の理由により取組が十分に進んでいない事業場に対し、個別に訪問し、社内スタッフや社員への教育・研修方法や、社内のメンタルヘルスに関する相談体制づくりの方法等、具体的な支援を行っている。

事業場への個別訪問支援の実施により、職場のメンタルヘルス対策の促進が図られると考えられるが、各事業場において専門スタッフが確保され、自主的な取組が行われるには、一定程度の期間がかかると考えられる。

平成22年9月に独立行政法人労働政策研究・研修機構が実施した「職場のメンタルヘルスケア対策に関する調査」においては、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は50.4%となり、「職場のメンタルヘルスケア対策に関する調査」と「平成19年労働者健康状況調査」

では、調査手法及び母集団等が異なることから単純には比較できないものの、平成19年と比較し取組が大幅に進んでいる。

なお、「新成長戦略」において、2020年までの目標として「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%」としている。

③事後評価において特に留意が必要な事項

本事業の評価にあたっては、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合の把握が必要であるが、厚生労働省大臣官房統計情報部「平成19年労働者健康状況調査」は5年に1回調査のため、次回調査は平成24年に行われる。

(2) 効率性の評価

①効率性の評価

メンタルヘルス対策に係る十分なノウハウを有する団体に委託することにより、効率的な事業運営を図っている。労働基準監督署による指導を行った事業場など、さらに取組への支援が必要な事業場をメンタルヘルス対策支援センターの支援につなげるなど、行政による指導と支援を組み合わせ実施し効率性を高めている。

②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし。

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし。

(4) 政策等への反映の方向性

メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見、適切な対応、休職者の円滑な職場復帰等、メンタルヘルス対策の充実を図り、労働者の健康障害を防止するため、引き続きメンタルヘルス対策支援センターの充実・強化を行うこととする。

6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H18	H19	H20	H21	H22
1	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を平成24年度までに <u>50%以上</u> にする。	—	33.6%	—	—	—
達成率		—	67%	—	—	—
2	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を2020年までに100%にする。	—	33.6%	—	—	—
達成率		—	34%	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】 厚生労働省大臣官房統計情報部「労働者健康状況調査」（5年に1回の調査）						
アウトプット指標		H18	H19	H20	H21	H22
3	メンタルヘルス支援センターへの相談件数（目標値）	—	—	6,745件 (5,699件)	12,170件 (12,000件)	17,424件 (12,000件)
達成率		—	—	118%	101%	145%
4	メンタルヘルス対策に関する事業場の体制づくりに関する支援件数（目標値）（※）	—	—	—	8,444件 (10,000件)	10,881件 (8,000件)
達成率		—	—	—	84%	136%
【調査名・資料出所、備考等】 厚生労働省労働基準局安全衛生部調査による。 （※）事業開始が平成21年度であるため、平成20年度以前は記載なし。						

7. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

特になし

小規模事業場に従事する労働者に対する面接指導専用窓口の開設

(現在事業名 地域産業保健事業の一部)

平成23年9月

労働基準局安全衛生部労働衛生課（椎葉茂樹課長） [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅱ 意欲のあるすべての者がディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)に就ける社会を実現する			
施策大目標分野	1	2	3
	雇用の「量」を拡大し、就業率の向上を図る	雇用の「質」を向上させ、安心して働くことができる環境を整備する	男女労働者の均等な機会と待遇の確保と策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者との正社員間の均等・均衡待遇等を推進する

施策中目標	
1	労働条件の確保・改善を図る
2	労働者が安全で、健康に働ける職場を確保する
3	労働災害に被災した労働者等に対し、迅速かつ適正な労災保険給付を行う
4	労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する
5	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する
6	安定した労使関係の形成を促進する
7	個別労働紛争の解決を促進する
8	豊かで安定した勤労者生活の実現を図る

施策小目標	
1	労働者の安全確保対策の充実を図ること
2	労働者の健康確保対策の充実を図ること
3	職業性疾病の予防対策の充実を図ること
4	労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策

その他、以下の事業と関連がある。

特になし

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成19年度）

①現状・問題分析

過重労働による脳・心臓疾患は増加を続けており、平成18年度には過去最高となる355件が労災認定されている。

過重労働による健康障害を防止するため、労働安全衛生法改正により、平成18年4月から労働者数50人以上の事業場に対し、長時間労働により疲労の蓄積が認められる労働者を対象に、医師による面接指導の実施等が義務づけられている。平成20年4月からは労働者数50人未満の小規模事業場に対しても同制度が適用されることとなっているが、小規模事業場については産業医の選任義務が課されておらず、一般的には産業保健スタッフの体制や財政基盤が十分でないことから、制度の施行に万全を期すためには、小規模事業場の実施状況の把握や実施するよう指導していただくだけではなく、実際に小規模事業場の労働者が面接指導を受けることができるようにするという視点からのセイフティネットの整備が必要となる。

②事業の必要性

現在、全国に347カ所ある地域産業保健センターにおいては、小規模事業場の事業者等を対象とした労働者の健康管理についての相談窓口を設けているが、この事業はより有効な健康管理を自主的に行おうとする事業者等を対象とするものであり、その事業趣旨及び実績に照らして継続することが適当である。

これとは別に、上記のような労働者に対しても医師による面接指導の的確な実施を確保するため、現状において自らによる実施が困難な小規模事業場からの求めに応じ、当該事業場の労働者に対する医師による面接指導を無料で実施する支援サービスを、平成20年4月から地域産業保健センターにおいて新たに行う。

(2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

①現状・問題分析

過重労働による脳・心臓疾患の労災認定件数は平成22年度も285人と高い水準で推移しており、また、業務上疾病の約7割が労働者数50人未満の小規模事業場で発生しているほか、精神障害による労災認定件数も増加し、職場におけるメンタルヘルス対策の充実も課題となっている。

このような中、過重労働による健康障害を防止する観点から、労働安全衛生法改正により、平成20年4月から労働者数50人未満の小規模事業場に対しても、長時間労働により披露の蓄積が認められる労働者を対象に、医師による面接指導の実施等を義務付けている。

労働者数50人未満の小規模事業場については、産業医の選任義務を課しておらず、また、財政基盤が脆弱であることから、地域産業保健センターを活用することにより、医師による面接指導等の機会を確保する必要がある。

②事業の必要性

このような状況を踏まえ、引き続き、地域産業保健事業において、小規模事業場の労働者に対し、医師による面接指導の機会を確保する必要がある。

(関連指標の動き)

		H18	H19	H20	H21	H22
1	脳・心臓疾患に係る労災補償状況(認定件数)	938人 (355人)	931人 (392人)	889人 (377人)	767人 (293人)	802人 (285人)
2	月あたりの所定外労働時間(事業所規模5人以上)	10.8時間	11.0時間	10.2時間	9.4時間	10.1時間
(調査名・資料出所、備考等)						
1 厚生労働省労災補償部「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況」 なお、数値は労災申請件数であり、括弧内は認定件数である。						
2 厚生労働省統計情報部「毎月勤労統計調査」						

3. 事業の内容

(1) 実施主体

受託者(群市区医師会、都道府県医師会、独立行政法人労働者健康福祉機構)
＜年度ごとに企画競争入札により選定＞

(2) 概要

地域産業保健事業において、産業医の選任義務がない小規模事業場の労働者を対象に専用の相談窓口を設置し、安全衛生法第66条の8に規定する長時間労働者に対する面接指導等を実施する。

(3) 目標

小規模事業場の労働者が、希望に応じて適確に必要な面接指導等が受けられる環境の整備

(4) 予算

会計区分：労働保険特別会計労災勘定

平成24年度予算要求（拡充に係る分）：－

予算の推移：

H20	H21	H22	H23	H24
114 百万円	149 百万円	149 百万円	87 百万円	80 百万円

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

①行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有／無

産業医の選任義務のない小規模事業場においては、産業医の選任義務が無い上に、財政基盤が脆弱であるため、適確な取組が期待しにくいことから、行政が関与して面接指導専用窓口を開設する等の支援が必要となる。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有／無

全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業に取り組む必要がある。

③民営化・外部委託の可否：可／否

地域産業保健事業については、公募により民間事業者へ委託し実施している。

④他の類似事業（他省庁を含む）がある場合の重複の有無

なし

(2) 有効性の評価

（政策効果が発現する仕組み）

地域産業保健センターに面接指導窓口の設置→小規模事業場の労働者に対する医師による面接指導等健康管理の実施→長時間労働者の健康状況の改善→過重労働による健康障害の減少

（事業の有効性）

産業医の選任義務がない小規模事業場の労働者に対しても、医師による面接指導等健康管理の適確な実施が図られることが期待され、より多くの労働者の健康が確保されると評価される。

(3) 効率性の評価

現在、全国347か所に設置されている地域産業保健センターに窓口を設けることにより事業の周知、事業場の把握等について効率的な実施が図られるものと評価できる。

5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

事業者からの事前申出等の受付→小規模事業場の労働者に対する医師による面接指導等健康管理の実施→長時間労働者の健康状況・職場環境の改善→過重労働による健康障害の減少

②有効性の評価

都道府県労働局から提出された地域産業保健事業の実績報告書によると、平成20年度の面接指導利用者数は6,788人、平成21年度は11,215人であり、増加傾向を示している。

地域産業保健事業においては、事業者及び労働者の負担なく、医師による面接指導を実施することが可能であり、本事業の実施なくしては、①の仕組みは機能しないものと認識している。

③事後評価において特に留意が必要な事項

本事業の評価に当たっては、厚生労働省大臣官房統計情報部「平成19年労働者健康状況調査」において、長時間労働者の面接指導制度の実施状況等について把握する必要があるが、本調査は、5年に1回調査のため、次回調査は平成24年となる。

(2) 効率性の評価

①効率性の評価

平成22年度より、原則的に事業場周辺の地域の医療機関で実施することにより、労働者の利便性を確保するとともに、医師の確保に要する費用の効率化を図った。

②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし。

(4) 政策等への反映の方向性

産業医の選任義務の無い小規模事業場では、医師による面接指導の機会の確保は困難であることから、引き続き地域産業保健事業の一部として、本事業を継続する。

6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H18	H19	H20	H21	H22
1	脳・心臓疾患の労災認定件数	355人	392人	377人	293人	285人
達成率		-	-	-	-	-
【調査名・資料出所、備考等】 厚生労働省労災補償部「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況」						
アウトプット指標		H18	H19	H20	H21	H22
3	面接指導の利用者数（目標値）	-	-	6,788人 (-)	11,215人 (-)	13,543人 (-)
達成率		-	-	-	-	-
4	面接指導窓口実施回数（目標値）	-	-	3,748回 (-)	5,354回 (-)	5,642回 (-)
達成率		-	-	-	-	-
【調査名・資料出所、備考等】 厚生労働省労働基準局安全衛生部調査による。						

7. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

特になし

精神障害者の特性に応じた支援策の 充実・強化事業

平成23年9月

職業安定局障害者雇用対策課(山田雅彦課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅱ 意欲のあるすべての者がディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事） に就ける社会を実現する			
施策大目標	1	2	3
	雇用を 大し、 率の向 上を図る	雇用を きこ るに 適 心し 上さ 「質」 を向 の	雇用を きこ るに 適 心し 上さ 「質」 を向 の

施策中目標

1	ハローワークの需給調整機能の強化、労働者派遣事業の適正な運営確保により、労働力需給のミスマッチ解消を図る
2	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る
3	高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る
4	多様な職業能力開発の機会を確保する
5	若年者のキャリア形成を支援する
6	障害者、母子家庭の母等のキャリア形成を支援する
7	技能の継承・振興を推進する

施策小目標

1	定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること
2	障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進を図ること
3	若年者の雇用の安定・促進を図ること
4	就職困難者等の円滑な就職等を図ること

その他、以下の事業と関連がある。

特になし

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成19年度）

①現状分析

平成18年4月の改正障害者雇用促進法の施行により、精神障害者が実雇用率に算定可能となったが、全国の精神障害者の有効求職者が24,092人いる中、平成18年6月1日現在の雇用精神障害者のカウント数は2,000人弱にとどまっており、精神障害者の雇用が促進されているとは言えない状況にある。

②問題点・問題分析

これは、精神障害者は就職可能となっても体調に波があるため常用雇用となるまでには一定程度の期間を要すること、当初から20時間以上の就業時間で勤務するのは難しい等の障害特性があり、これらに配慮した支援策が少ないこと、精神障害者の障害特性に対する事業主側の理解も進んでいないことが要因と考えられる。

③事業の必要性

このため、一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用への適性を見極めることのできる支援策を創設することとし、さらに、ハローワークにおいて、障害特性を十分理解しながら求職活動や職場定着を支援するため、精神障害者に対するカウンセリング機能を強化することにより、精神障害者の雇用促進を図ることが必要である。

(2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

①現状分析

平成22年6月1日現在における民間企業の雇用精神障害者のカウント数は、9941.5人と平成20年6月1日現在から65.8%増加している。また、ハローワークにおける精神障害者の就職件数についても、平成22年度の14,555件と平成20年度から53.9%増加している。

これは、①働くことを希望する精神障害者が増加していること、②平成18年6月1日の障害者雇用状況報告から、障害者として実雇用率に算入することが可能になったこと、③徐々に精神障害者の雇用に係る理解が進んできたことが影響していると考えられる。

②問題点

精神障害者の雇用は、着実に進展しているものの他の障害者の雇用と比較すると厳しい状況にあることから、引き続き、精神障害者の雇用促進を図っていく必要がある。特に精神障害者は、①就労可能となっても体調に波があるため、長時間の勤務が難しいこと、②障害への認知や受容が十分できない者や課題があるにもかかわらず早急な職業紹介にこだわる者がいること、③就職活動に伴うストレスや不安等から障害の症状が悪化する可能性があること等の障害特性があるため、これらに配慮した支援が必要である。

また、事業主側については、精神障害者の雇用経験や雇用管理上のノウハウが十分でなく、精神障害者の雇い入れに不安を抱えている場合がある。

③問題分析

精神障害者の雇用を進めるためには、事業主側の理解を深めるとともに、その障害特性に応じたきめ細かな就労支援策により、自らの障害に対する理解を促しつつ、求職活動や職場定着を促進することが不可欠である。

④事業の必要性

上記に述べた精神障害者の障害特性を踏まえ、

- ・直ちに長時間働くことができない者に対しては、段階的に就業時間を延長していく「精神障害者等ステップアップ雇用奨励金」の活用や
- ・自らの障害に対する理解が不足している者や雇用管理のノウハウの不足する事業主に対しては、ハローワークの精神障害者就職サポーター（平成23年度からは「精神障害者雇用トータルサポーター」）による支援を実施する必要がある。

（現状・問題分析に関連する指標）

		H18	H19	H20	H21	H22
1	56人以上の一般企業における雇用精神障害者数（単位：人）	1,917.5人	3,733.0人	5,997.0人	7,710.5人	9,941.5人
2	ハローワークにおける精神障害者の就職件数（単位：件）	6,739件	8,479件	9,456件	10,929件	14,555件
（調査名・資料出所、備考等） 資料出所：指標1 障害者雇用状況報告（毎年6月1日時点）。短時間労働者（週所定労働時間20時間～30時間未満）については、1人を0.5人として算出。 指標2 職業安定局調べ						

（参考統計の動き）

		H18	H19	H20	H21	H22
1	ハローワークにおける精神障害者の新規求職申込件数（単位：件数）	18,918人	22,804人	28,483人	33,277人	39,649人
2	精神障害者	—	—	323.3万人	—	—
（調査名・資料出所、備考等） 指標1：職業安定局調べ 指標2：平成20年患者調査（厚生労働省） ※ 同調査については、3年に1回実施することとしている。						

3. 事業の内容

（1）実施主体

ハローワーク

(2) 概要

1. 1年間程度かけて20時間以上の就労を目指す「精神障害者等ステップアップ雇用」を実施した事業主に対して奨励金を支給する。さらに、数人の障害者がお互いに支え合いながら働くグループ雇用を促進するため、事業主が本奨励金を利用する障害者をグループで雇用し、かつ、担当の支援員を配置して障害者に援助を行う場合は、奨励金の加算を行う。

2. ハローワークに精神保健福祉士等の資格を有する精神障害者就職サポーターを配置し、精神障害者に対するカウンセリング等を行う。なお、平成23年度からは、従来のカウンセリング等の業務に加え精神障害者に関する企業の意識啓発、雇用事例の収集、職場の開拓、就職後のフォローアップなどを行う精神障害者雇用トータルサポーターをハローワークに配置する。

(3) 目標

- ・56人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数 1.5万人〔25年〕
- ・精神障害者ステップアップ雇用 常用雇用移行率 60%〔24年度〕
- ・精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合 60%〔23年度〕

(4) 予算

会計区分：一般会計

平成24年度予算要求：722百万円

精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化事業全体に係る予算の推移：

(単位:百万円)

H20	H21	H22	H23	H24
290	472	565	792	722

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

①行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)

平成18年の改正障害者雇用促進法の施行により、精神障害者が実雇用率に算定可能となったが、雇用精神障害者数(カウント数)が2,000人弱にとどまっており、雇用が促進されたとは言えない。本事業は改正障害者雇用促進法に基づき更なる精神障害者の雇用促進を図るためのものであり、公益性が高いことから、行政の関与が不可欠である。

② 国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)

国が実施することとなっている職業紹介の一環として、ハローワークを中心として全国一律に行うものであり、国直轄で実施する必要がある。

③民営化や外部委託の可否

ハローワークが行っている職業相談、職業紹介と一体的に行うことが雇用促進のために効率的かつ効果的であることから、民営化や外部委託は行うことは適当でない。

(2) 有効性の評価

就職を希望する精神障害者に対して、自分の適性や症状に応じて短時間から就業を経験できるとともに、精神症状に配慮したカウンセリングを用いた就職支援を実施することにより、常用雇用への移行が見込まれる。また、事業所においても一定期間をかけて精神障害者の特性を理解することができ、精神障害者の常用雇用が促進される。

(3) 効率性の評価

就職を希望する精神障害者が常用雇用になるためには、短時間から就業を経験し一定期間が必要であること、精神症状に配慮したカウンセリングが必要であること等の障害特性に配慮した雇用支援策であり、手段として適正である。

5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

〈投入〉

ハローワークにおける精神障害者に対する就労支援策のひとつとして、「精神障害者等ステップアップ雇用」や「精神障害者就職サポーター」を導入

↓

〈活動〉

ハローワークにおいて求職者本人の希望や必要性を判断しステップアップ雇用の実施。自らの障害に対する理解が不足している者などには、精神障害者就職サポーターによるカウンセリングを実施

↓

〈結果〉

ステップアップ雇用の活用により就労時間を段階的に延長し、常用雇用への移行を実現。精神障害者就職サポーターによるカウンセリングにより就職へ向けた次の段階（職業紹介、職場実習等）への移行を促進し、就職につなげる。

↓

〈成果〉

働く精神障害者が増える。

②有効性の評価

○精神障害者等ステップアップ雇用

精神障害者等ステップアップ雇用の対象者数は年々増加（平成20年度172人→平成22年度341人）しているため、精神障害者の就労支援策のひとつとして活用が図られていると評価できる。また、20時間未満の短時間労働から常用雇用に移行した者は、平成22年度で全体の45.2%であり、確実に成果はあげていることから、短時間労働から常用雇用への移行を実現する施策として有効であると評価できる。一方で、目標（60%）には届いていないことから、引き続き、目標を上回るよう業務を実施する必要がある。

○精神障害者就職サポーター

精神障害者就職サポーターのカウンセリングの実施件数は平成20年度から平成22年度にかけて、約2.3倍（平成20年度14,306件→平成22年度32,589件）に増加している。また、ハローワークに新規求職申込をした精神障害者に占める「サポーターのカウンセリングの実施」割合も平成20年度の50.2%から平成22年度の82.2%に増加していることから、精神障害者等ステップアップ雇用と同様に、精神障害者の就労支援策のひとつとして活用が図られていると評価できる。

また、「サポーターによる支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者」も年々増加（平成20年度928人→平成22年度2,532人）していることから、サポーターによるカウンセリング支援などが有効に働いているものと評価できる。

③事後評価において特に留意が必要な事項

なし

(2) 効率性の評価

①効率性の評価

○精神障害者ステップアップ雇用

精神障害者は、主治医の意見書等により症状が安定し就労が可能な状態であると判断されている者であっても、直ちに長時間の就労が難しい場合がある。また事業主についても、精神障害者が採用後に仕事等の影響から不安定な状態が続くことも多いため、精神障害者の雇い入れについて不安を持つことがある。

精神障害者ステップアップ雇用は、一定の期間をかけて、仕事や職場への適応状況等をみながら徐々に就業時間を伸ばしていくことで、常用雇用に先立ち、精神障害者及び事業主の双方の困難を克服することが可能である。そのため、精神障害者ステップアップ雇用は常用雇用に先立ち、精神障害者及び事業主双方に対し事業効果をもたらすという点で効率性が高いと考えられる。

○精神障害者就職サポーター

ハローワークにおいて、従来行われていた精神障害者に対する就労支援に加え、精神障害の専門的知識を持つ精神障害者就職サポーターによるカウンセリング等による心理面への支援を行うことにより、就職に向けた準備段階から支援を段階的・計画的に実施することができる。また、精神障害者等ステップアップ雇用奨励金等の各種施策により事業主への支援を行うことができることから、精神障害者就職サポーターを中心に雇用促進を総合的に取り組めるといふ点において事業効率が高いものと考えられる。

また、平成20年度と平成22年度の精神障害者就職サポーター1人当たりのカウンセリング件数を比べると増加するとともに、相談件数1件当たりの費用も低下していることから効率的な事業実施となっている。

②事後評価において特に留意が必要な事項

なし

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

(4) 政策等への反映の方向性

精神障害者等ステップアップ雇用奨励金については、評価結果を踏まえ、平成24年度概算予算要求において所要の予算を要求する。

精神障害者就職サポーターについては、平成23年度に新たに企業の意識啓発、就職に向けた準備プログラムや職場実習の実施などの支援を業務に追加し実施している。また、24年度概算予算要求において所要の予算を要求する。

6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H18	H19	H20	H21	H22
1	精神障害者等ステップアップ雇用終了後の常用雇用移行率	—	—	—	45.5%	45.2%
2	精神障害者就職サポーターによる支援終了後、就職に向かう次の段階に移行した割合	—		56.4%	48.7%	46.4%
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標1については、支給申請まで6ヶ月から1年間必要であることから21年度より集計している。						
アウトプット指標		H18	H19	H20	H21	H22
3	精神障害者等ステップアップ雇用開始者数	—	—	172人	330人	341人
4	精神障害者就職サポーターによるカウンセリングの実施件数	—		14,306件	24,488件	32,589件
【調査名・資料出所、備考等】						
職業安定局調べ						
参考統計		H18	H19	H20	H21	H22
1	ハローワークにおける精神障害者の就職件数	6,739人	8,479人	9,456人	10,929人	14,555人
【調査名・資料出所、備考等】						
職業安定局調べ						

7. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

平成17年度障害者雇用促進法の改正時における参議院付帯決議

「精神障害者の雇用環境の整備を図るため、障害者本人及び企業に対する支援策の充実を図るとともに、公共職業安定所等の支援機関における相談・支援体制の整備に努めること。」

「障害者の雇用機会の一層の拡大を図る観点から、精神障害者に対しては、グループ就労等の多様な就労形態の促進等、必要な支援措置を講ずること。」

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

重点施策実施5か年計画（平成19年12月25日障害者施策推進本部決定）

「精神障害の特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害者の雇用機会の拡大を図る。」

（数値目標・達成期間）

○精神障害者の雇用

- ・56人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数 0.4万人【19年】→1.5万人【25年】
- ・精神障害者ステップアップ雇用 常用雇用移行率 60%【24年度】

(3) 審議会の指摘

① 有・ 無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・ 無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・ 無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

特になし

その他、以下の事業と関連がある。

特になし

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成19年度）

①現状分析

2005年（平成17年）に我が国の総人口は減少に転じ、人口減少社会が現実のものとなっている。さらに2007年（平成19年）以降の数年間は、いわゆる「団塊の世代」が60歳に達する時期にあたり、労働力人口の減少が予想される。

②問題点

人口減少社会というこれまでにない局面の中で、成長力を強化して経済成長を持続させることが、我が国の喫緊の課題である。

③問題分析

フリーター等の能力形成機会に恵まれない方に対して支援し、安定雇用へ誘導させることにより、成長力強化のカギとなる生産性を向上させ、我が国の高い潜在力をいかに発揮することが不可欠である。

④事業の必要性

このような目的を達成するため、本格的な成長力強化策に着手する必要がある。政府としても、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月15日閣議決定）において、経済の基礎力である人材を高めるため、「人材能力戦略」として、フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等の就職困難者や新卒者に対し、協力企業等において職業能力形成プログラムを提供するとともに、履修実績等を記載した「ジョブ・カード」を交付し、活用することで就職を実現する「職業能力形成システム」（通称：「ジョブ・カード制度」）を構築し、誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、能力を発揮できる社会を実現することとされた。

本事業は上記「職業能力形成システム」（通称：「ジョブ・カード」制度）を平成20年度に本格実施するため、本システムの全国的な普及促進事業、「職業能力形成プログラム」の提供等を行うために必要なものである。

(2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

①現状分析

現在の人口減少下においても持続的な経済成長を可能とするためには、労働生産性の向上が必要であり、そのためには、一人一人が能力を向上する機会を持ちその能力を発揮できる社会づくりが求められている。

②問題点

このような状況の中、いわゆる就職氷河期とよばれた時期に学校を卒業し、就職活動を行った若年者の中には、正社員になりたくてもなれず、非正規労働者にとどまらざるを得なかった結果、職業能力形成機会にも恵まれないという悪循環に陥っている者が多数存在している。また、離職期間が長いこと等により、正社員になりたくてもなれず、非正規労働者にとどまらざるを得ない状況にある者が存在するところである。

③問題分析

このようなフリーター等の正社員経験の少ない者に職業能力形成機会を提供し、職業能力を向上させ安定的な雇用へと導くことにより、潜在的な労働力が有効に活用され、持続的な経済成長に資することとなる。

④事業の必要性

このような目的を達成するため、フリーター等の正社員経験の少ない者をはじめとした求職者等を対象にジョブ・カードを活用したきめ細かなキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発やキャリア形成上の課題の明確化を行い、実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）の機会を提供し、企業からの評価結果や職務経歴などをジョブ・カードとして取りまとめることにより、安定的な雇用への移行を促進する制度である、ジョブ・カード制度を引き続き実施することとしている。

3. 事業の内容

(1) 実施主体

民間団体、独立行政法人雇用・能力開発機構

(2) 概要

職業能力を向上させようとしても機会に恵まれない者（フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等の就職困難者、新卒者など）を対象に、産業界・企業との密接な連携の下、座学と実習（OJT）を組み合わせた実践的な訓練（職業能力形成プログラム）を積極的に提供する。これとともに、この訓練が適切に行われたことについての評価の認定を行い、その内容やこれまでの職務経歴等をジョブ・カードとして取りまとめ、そのジョブ・カードを労働市場における求職活動に幅広く活用し、就労に結びつけるため「職業能力形成システム」を構築し、その普及促進を図るため、以下の事業を実施する。

(1) 産業界が主導する推進体制の整備

職業能力形成システムの普及促進を図るため、中央及び地域にジョブ・カードセンターを設置し、広報・啓発及び活用促進事業を実施する。

(2) 産業界・企業に受け入れられる実践的な訓練・職業能力評価のための基準づくり

○ モデル評価シート（仮称）の開発等

産業界・企業に受け入れられる実践的な訓練・評価を可能とするため、業界団体の主体的参画の下、企業の求める人材能力要件を踏まえた「モデル評価シート（仮称）」を開発する。

(3) 職業能力形成プログラムへの参加者の積極的な誘導と綿密なキャリア・コンサルティングの実施

○ 職業能力形成プログラムへの誘導のための職場見学・体験講習の実施等

職業能力形成プログラムへの誘導を促すため、地域ジョブ・カードセンターにおいて職場見学や体験講習を実施する。

○ 参加者に対するキャリア・コンサルティングの実施

ジョブ・カード交付希望者に対して、ハローワーク等において綿密なキャリア・コンサルティングを行い、ジョブ・カードを交付する。また、キャリア・コンサルタントに対しては、ジョブ・カードの記載方法・効果的な活用方法について講習を行う。

- 携帯サイトを活用した情報提供等の体制整備
キャリア・コンサルティング付き携帯サイトを開設し、教育訓練情報や求人情報等の提供を行い、職業能力形成システムへの誘導を図る。
- (4) 実践的な訓練・職業能力評価を通じた就労の実現と参加者・参加企業等に対する支援
 - 「実践型人材養成システム」の普及・定着の促進
「実践型人材養成システム」（実習併用職業訓練）を普及・定着させるため、大企業が自らの教育訓練施設等を活用して中小下請企業の実践的な教育訓練を支援するモデル事業等を創設するとともに、訓練経費等の助成を拡充する。
 - 新たな有期実習型訓練の創設と訓練実施企業に対する支援
雇用関係の下で実習と座学とを組み合わせた新たな有期実習型訓練を創設し、訓練や能力評価等に取り組む事業主に対して訓練経費等の助成措置を講ずる。
 - 「日本版デュアルシステム」等の拡充
若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、「日本版デュアルシステム」等を拡充する。
 - 母子家庭の母等や子育て終了後の女性等を対象とした新たな組み合わせ訓練の創設
母子家庭の母等や子育て終了後の女性等を対象とした事業主等の訓練ニーズを反映したカリキュラムによる新たな組み合わせ訓練を創設し、実践的な能力開発を実施する。
 - 的確な評価を実施するための「評価者」の育成支援
職業能力評価に関する専門家を活用し、企業における「評価者」に対し、評価手法や「モデル評価シート（仮称）」の活用方法等の指導を行う。
 - 職業能力形成プログラム参加者に対する生活資金の融資
職業訓練を受講しやすい環境の整備を行うため、職業能力形成プログラムの受講者に対し、職業訓練受講期間中の生活費の貸付を行う融資制度を構築する。

(3) 目標

職業能力形成システムの利用者が就職すること

(4) 予算

会計区分：

平成24年度予算要求：58,864百万円

職業能力形成システム事業全体に係る予算の推移： (単位：百万円)

H20	H21	H22	H23	H24
45,662	416,902	272,276	60,21	58,864

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

当該事業は、フリーター等、能力形成の機会に恵まれない者を対象としており、特定の地域に偏ることなく全国的見地から実施される必要があるため、国が行うべきものである。

(2) 有効性の評価

当該事業は、職業能力形成機会に恵まれない者を対象として、綿密なキャリア・コンサルティングに座学と企業実習を組み合わせる職業能力形成プログラムを提供し、訓練修了後に評価を行うものであり、これにより実践的な能力が身に付き、就職につながるが見込まれる。

(3) 効率性の評価

当該事業は、産業界・企業のニーズを反映した職業能力形成プログラムによる、座学と企業での実習を組み合わせる訓練であるため、就職に結びつく実践的な職業能力を得ることができ、雇用対策、職業能力開発施策として効率的な事業と言える。

5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

- フリーター等の正社員経験の少ない方へ職業能力形成プログラムの受講機会を提供
 - 訓練受講者の職業能力の向上
 - 訓練実施企業等での就職の可能性が高まる

②有効性の評価

委託訓練活用型デュアルシステム修了者における就職率（指標2）について、平成20年度を除き目標を達成しており、雇用型訓練の就職率（指標1）については、制度が開始された平成20年度以降目標を達成しており、職業能力形成プログラムは就職に結びつきやすいと評価できる。

③事後評価において特に留意が必要な事項

なし

(2) 効率性の評価

①効率性の評価

職業能力形成プログラムは、座学と企業実習を効果的に組み合わせる訓練であるため、就職に結びつく実践的な職業能力を得ることができ、雇用型訓練の就職率（指標1）及び委託訓練活用型デュアルシステム修了者における就職率（指標2）が示すとおり、企業と訓練受講生の高いマッチング効果が現れているところである。このことから、本制度は、職業能力開発施策及び雇用対策としての機能を備えた効率的な事業であると評価できる。

②事後評価において特に留意が必要な事項

なし

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

なし

(4) 政策等への反映の方向性

ジョブ・カード制度について、職業能力形成プログラム受講者数は平成21年度、平成22年度ともに5万人を超えており、着実に実施されているところである。平成23年度より、関係機関等のこれまで以上の緊密な連携・協力体制を構築し、企業と求職者双方への的確な支援を実施するとともに、ジョブ・カード制度のより効果的な普及・促進に努めることとしており、これを踏まえ、平成24年度予算概算要求においても所要の予算を要求し、ジョブ・カード制度の一層の推進を図ることとする。

6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H18	H19	H20	H21	H22
1	雇用型訓練の就職率 （－／平成20年度） （75%以上／平成21年度）	－	－	94.6%	85.6%	90.1% （暫定値）
達成率		－%	－%	－%	114.1%	120.7%
2	委託訓練活用型デュアルシステム修了者における就職率 （70%以上／平成18～19年度） （75%以上／平成20年度） （65%以上／平成21～22年度）	75.2%	76.9%	72.5%	69.5%	70.2%
達成率		107.4%	109.9%	96.7%	108.0%	110.0%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、厚生労働省職業能力開発局調べ。ジョブ・カード制度は、平成20年度から開始されたものであり、また雇用型訓練とは、企業が訓練生を雇用し、企業における実習（OJT）と教育訓練機関等における座学（Off-JT）を実施するもの。修了3ヶ月後の就職率。 指標2は、厚生労働省職業能力開発局調べ。修了3ヶ月後の就職率。 						

アウトプット指標		H18	H19	H20	H21	H22
3	職業能力形成プログラム受講者数	—	—	35,364人	55,827人	51,066人 (暫定値)
達成率		—%	—%	—%	—%	—%
【調査名・資料出所、備考等】						
・ 指標3は、職業能力開発局調べ。						

7. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① ・無

② 具体的記載

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において、平成32年までにジョブ・カード取得者300万人の目標が掲げられている。

ジョブ・カード推進協議会（内閣府設置）の「新全国推進基本計画」（平成23年4月21日）において、「ジョブ・カード制度は、OJT等の実践的な職業訓練により、職業能力の向上を図り、安定的な雇用等への移行を促すことをねらいとしている。」とされている。

(3) 審議会の指摘

① 有・

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

特になし

精神障害者地域移行・地域定着支援事業

平成23年9月

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課(福田課長)

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する									
施策大目標 分野	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	的供給 医療サービスの安定 構築	高齢者医療制度改革を含めた持続的・安定的な医療保険制度の構築	国民の健康支援	衛生的で安心・快適な生活環境の確保	高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会作り	年金制度の確立	安心して信頼できる	障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会の実現	戦傷病者等の援護

施策中目標

1	障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援するとともに、自殺対策を推進する
---	---

施策小目標

1	障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実させること
2	障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること

その他、以下の事業と関連がある。

特になし

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成19年度）

①現状・問題分析

精神科病院に入院している精神障害者については、退院後の住まいの場を始めとする地域の資源は精神科病院以外に適当なものがないという地域が多く、地域生活を支援する体制も充分ではないのが現状である。現在、精神病床に入院している精神障害者約32万人のうち、約7万人が受入条件が整えば退院可能な者（以下「退院可能精神障害者」という。）となっている。

そこで、医療計画における精神病床7万床の削減を促すため、基準病床数の算定式の見直しを行い、さらに、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画による計画的な障害福祉サービスの整備や退院促進支援事業による退院支援を実施している。また、障害者基本法に基づく障害者基本計画に沿った重点施策実施5か年計画や障害福祉計画の基本指針においても「平成24年度までに受入条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指す」とされており、平成24年度までを集中的取組期間として退院・退所及び地域定着に向けた支援をより一層進める必要がある。

②事業の必要性

このため、本事業により、地域移行推進員を指定相談支援事業者等に配置し、退院・退所及び地域定着に向けた支援を行うとともに、精神障害者の退院促進・地域定着に必要な体制整備の総合調整を行う地域体制整備コーディネーターの配置を行うことにより、障害福祉計画に基づく退院可能精神障害者の地域移行及び医療計画に基づく精神病床の削減の着実な達成を目指すものである。

(2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

①現状分析

評価対象事業は全都道府県の337圏域（全圏域の約9割）で実施されている。

②問題点

活動状況は地域差が大きい。

③問題分析

地域により高齢者や長期入院者に対する取組には差があり、活動が不十分である。

④事業の必要性

障害者自立支援法の一部改正により、同事業のうち地域移行推進員の活動については同法に個別給付として位置付けられた。（平成24年4月1日より施行）

(現状・問題分析に関連する指標)

		H18	H19	H20	H21	H22
1	実施圏域数	148	236	295	309	集計中
(調査名・資料出所、備考等) 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課調べ						

(参考統計の動き)

		H18	H19	H20	H21	H22
1	平均在院日数(単位:日)	320.3	317.9	312.9	307.4	集計中
2	精神病床数(単位:床)	352,437	351,188	349,321	348,121	集計中
(調査名・資料出所、備考等) 大臣官房統計情報部調べ						

3. 事業の内容

(1) 実施主体

都道府県・政令指定都市

(2) 概要

対象者の個別支援等に当たる地域移行推進員を指定相談支援事業所等に配置し、精神科病院の精神保健福祉士等と連携を図るとともに必要に応じ既に退院・地域移行した当事者による支援等を活用しつつ、退院・退所及び地域定着に向けて主に次の支援を行う。

- ・精神科病院等における利用対象者に対する退院への啓発活動
- ・退院に向けた個別の支援計画の作成
- ・院外活動(福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等)に係る同行支援等
- ・対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言
- ・複数圏域にまたがる課題の解決に関する相談、助言

(3) 目標

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(障害福祉計画)に基づく、退院可能精神障害者の地域移行の推進

(4) 予算

会計区分：

平成 24 年度予算要求：－

精神障害者地域移行・地域定着支援事業全体に係る予算の推移：

H20	H21	H22	H23	H24
1,790 百万円	1,705 百万円	1,670 百万円	665 百万円	-

※障害者自立支援法の一部改正により、同事業のうち地域移行推進員の活動については同法に個別給付として位置付けられた（平成 24 年 4 月 1 日より施行）。

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

（行政関与の必要性）

平成 16 年 9 月に厚生労働省精神保健福祉対策本部が取りまとめた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、退院可能精神障害者について、10 年後の解消を図ることを基本方針として提示し、都道府県単位で医療と保健・福祉が連動した計画的な取組を進め、国としては全国レベルでの計画等を定めることとしている。これを受けて、「障害福祉計画の基本指針」（平成 18 年 6 月）を国が策定し、「平成 24 年度までに受入条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指す」こととし、都道府県においてもこれを踏まえた障害福祉計画を策定しており、行政の関与が必要である。

（国で行う必要性）

「精神保健医療福祉の改革ビジョン」（平成 16 年 9 月）において基本方針を提示しているが、現実的には十分な予算が確保できないなどの理由により退院促進事業が実施されていない。このため、全圏域において確実に実施することが重要であることから、平成 20 年度から平成 24 年度までを集中的取組期間として既存の精神障害者促進支援事業を地域生活支援事業から独立させ、新たな特別対策事業として実施することにより、国として地方の取組を支援する必要がある。

(2) 有効性の評価

平成 15 年から平成 17 年までモデル的に実施された精神障害者退院促進支援事業においても、自立支援員を配置し、精神科病院内の精神保健福祉士等と連携して個別支援を行うことにより、退院支援に結びついてきたところであるが、本事業において、平成 24 年までの集中的取組期間として圏域を全圏域に拡大し、退院後の定着支援も含めて実施することにより、自立した地域生活への支援が充実、強化され、確実な精神障害者の地域移行が期待される。

(3) 効率性の評価

平成24年度までを集中的取組期間として、全圏域において、事業実施することにより、効率的に事業の目的を達成することが可能である。

5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

地域移行推進員等の活動により、退院可能精神障害者の地域移行を推進し、退院可能精神障害者等の地域移行を図る。

②有効性の評価

長期間入院している等、地域移行が困難と思われていた精神障害者であっても、適切な支援を行えば地域で生活できる可能性があることを確認できた。

③事後評価において特に留意が必要な事項

同事業のうち地域移行推進員の活動については、障害者自立支援法の一部改正により同法に位置付けられた（平成24年4月1日施行）。

(2) 効率性の評価

①効率性の評価

地域移行推進員の活動により、退院可能精神障害者の地域移行が促進された他、精神科病院スタッフの意識改革等にもつながっている。

平成24年度までに集中的に取り組んで全国的に事業実施し、効率的に事業の目的を達成することができた。

②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

(4) 政策等への反映の方向性

障害者自立支援法の一部改正により、同事業のうち地域移行推進員の活動については同法に個別給付として位置付けられた。(平成24年4月1日より施行)

6. 評価指標等

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトカム指標		H18	H19	H20	H21	H22
1	本事業により退院した精神障害者数	261	544	745	790	集計中
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課調べ						
アウトプット指標		H18	H19	H20	H21	H22
2	本事業を利用した精神障害者数	786	1,508	2,021	2,272	集計中
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課調べ						

7. 特記事項

(1) 国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む)の該当

① 有・

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

・平成22年6月29日閣議決定

「社会的入院」を解消するため、精神障害者に対する退院支援や地域生活における医療、生活面の支援に係る体制の整備について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

特になし

ASEAN 地域の健康確保対策事業

平成23年9月

大臣官房国際課(藤井康弘課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標VI 「新しい公共」の実現、成長戦略の中核としての社会保障の展開（未来への投資）等時代の要請に応える			
施策大目標 分野	1	2	3
	規制改革、地方分権を推進するとともに「新しい公共」の実現を目指す	成長戦略の中核として、「未来への投資」として、社会保障を展開する	国際化、科学技術の振興、IT化に対応する

施策中目標

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 | 国際機関の活動へ参加・協力し、国際社会に貢献する |
|---|--------------------------|

施策小目標

- | | |
|---|--|
| 1 | 国際労働機関が行うディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）実現のための事業等に対して協力すること |
| 2 | 世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること |
| 3 | 経済協力開発機構が行う研究・分析事業に対して協力すること |

その他、以下の事業と関連がある。

特になし。

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成19年度）

①現状分析

ASEAN（東南アジア諸国連合）を中心とした地域においては、めざましい経済発展をしている反面、経済・社会基盤が十分整備されておらず、特に地域、職場での保健医療の確立や労働環境の整備が遅れている。

②問題点・問題分析

地域住民への保健医療や職場における労働者の健康確保は、同地域の経済・社会の発展、安定に与える影響が大きく、ひいては、同地域の経済活動との関連が大きい我が国においても大きな影響を及ぼすものとなる。

③事業の必要性

我が国は、保健・医療の分野で地域におけるシステムが確立しているとともに、労働安全衛生を含めた職場での労働者の健康確保の制度が整っていることから、同地域の地域・職場における保健医療の確立をめざし、国際協力に豊富な経験やノウハウ、人材、ネットワークを有する国際機関を通じて、積極的な技術協力を行うことが必要である。

(2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

①現状分析

ASEANのうちから選定された国において、地域、職場での保健医療の確立や労働環境の整備を通じて、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現に寄与するものであり、ベトナムにおいて国家労働安全衛生計画（2006年10月）が効率的に促進されていると認められる。

②問題点・問題分析

以前と比較し、地域、職場での保健医療や労働環境水準は向上したと考えられるものの、依然として保健医療、労働環境水準の向上の余地がある。

③事業の必要性

本事業により、労働安全衛生に関して設定された2つの計画目標（※）を達成し、また、地域の保健医療や、労働環境水準が向上していると考えられることから、本事業は必要であるといえる。

- ※
- 1 国家労働安全衛生計画を効果的に実施すること。
 - 2 中小企業における実用的な労働安全衛生支援システムを設置すること。

(現状・問題分析に関連する指標)

		H18	H19	H20	H21	H22
1	ベトナムにおける、国家労働安全衛生計画の効率的実施等に関する計画目標 (immediate objectives) の達成状況	—	—	100%	100%	集計中
2	WHO 主導で行われるアスベスト等の有害物質のモニタリング、労働者への健康診断の実施等の事業数	—	—	—	3	集計中
(調査名・資料出所、備考等) 指標 1 について ・資料出所：ILO の持つ専門的知識やノウハウを活用し、ニーズにあった協力を行うために日本が拠出しているプロジェクトについて、そのプロジェクト毎に設定される計画目標の達成状況を、国際労働機関アジア太平洋地域事務所 (ILO・ROAP) の作成する報告書を基に、平成 20 年度プロジェクトから把握。 ・平成 22 年度の数値を現在集計中であり、平成 24 年度第 1・四半期に公表予定。 指標 2 について ・資料出所：WHO 西太平洋地域事務局 2012 年予算書に基づく。 ・平成 22 年度の数値を現在集計中である。						

3. 事業の内容

(1) 実施主体

その他 (国際機関 (国際労働機関 (ILO)、世界保健機関 (WHO))

(2) 概要

本事業は、ASEAN 地域において地域や職場での保健医療を確立するため、我が国の最良のシステム、経験、ノウハウを包括的に導入することを目的としている。

具体的には、特定の対象国において、地域、職場、地方自治体、医療機関、中央省庁 (保健省、労働省等) を連携させるパイロットプロジェクト (試験的事業) を実施し、地域の保健、産業保健水準を総合的に向上させるとともに自立を促進させ、さらにその成果を活用して、対象国以外の国・地域においても同様のシステム普及を図る事業である。

対象国以外の国・地域への効果的な普及を図るためには、各国・地域の労使や各国の保健省、自治体関係者の理解を得ることが必要である。そこで、ASEAN 全地域に対し、労使協調体制を構築し労働者の健康確保等の労働安全衛生を促進する事業及び保健省、自治体関係者に我が国の先進事例を学ばせ、理解の促進を図る事業を併せて実施する。

事業の実施にあたっては、当該分野で豊富な知識と経験を有する国際機関 (ILO、WHO) を通じた事業を実施することで、よりの確かつ効果的な事業を実施する。

(3) 目標

ASEAN 地域における地域・職場での保健医療の確立を推進する。

(4) 予算

会計区分：一般会計

平成24年度予算要求：100百万円

ASEAN 地域の健康確保対策事業全体に係る予算の推移： (単位：百万円)

H20	H21	H22	H23	H24
103	106	102	100	100

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

①行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）

本事業は、アジア地域での地域保健・産業保健制度の構築を目的とした長期的な視野に立った技術協力（ODA）であり、国際機関を通じた協力を行う必要から、我が国政府が関与していく必要がある。

②国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）

国際機関を通じての技術協力を行う必要から、国として事業を行う必要がある。

③民営化や外部委託の可否

ILO、WHO の有する専門的な知識やノウハウが必要であるため、当該国際機関を通じて事業を実施する必要がある。

(2) 有効性の評価

ASEAN 地域の地域保健・産業保健水準を総合的に向上させることにより、地域住民・労働者の健康を確保することで社会的・経済的安定や発展をもたらす。同地域の安定は、我が国の経済的安定にもつながる。

(3) 効率性の評価

事業の実施にあたり、当該分野で豊富な知識と経験を有する国際機関を活用することで、より効率的かつ的確な事業を実施することができる。

5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

（投入）国際機関により事業計画決定。医師、保健師等の専門家の派遣。→（活動）国際機関を通じた保健施設、医療機関、家庭・学校等を利用した保健指導活動や経営者団体、労働組合、

事業場における産業保健活動（職業病の予防等）を実施する。→（結果）事業実施国での地域保健・産業保健体制の確立。→（成果）ASEAN 地域における総合的健康確保推進、社会的・経済的安定、発展とともに国際貢献による我が国のプレゼンスの向上。

②有効性の評価

ベトナムにおいて、中小企業における労働保護の改善等のための国家労働安全衛生計画を効果的に実施すること、中小企業における実用的な労働安全衛生支援システムを設置することといった計画目標が、地域レベルにおける労働安全衛生トレーナーの育成及び同トレーナーによる訓練の実施、労働安全衛生マネジメントシステムに係るガイドラインの作成等を通じて達成されていることから、事業の有効性が確認される。

また、拠出金に関して、これまでのところ、医療・保健分野の知識と経験をもつ WHO と労働環境整備分野の知識と経験を持つ ILO が各々の組織の特徴を生かした形で活動することで医療保健分野と産業保健分野の知見を共有している。両国際機関により途上国支援を一体化して、相互補完的に実施することで、単独組織では達成できないアスベスト等の有害物質のモニタリング、労働者への健康診断の実施等の成果が得られたところである。今後これまでの成果を踏まえ、ASEAN 地域全体へ当該事業を拡大することを計画しており、ASEAN 地域で特に労働災害の危険が高い集団への健康状態改善において同様の成果が期待されることから、本事業は必要かつ有効と考えられる。

③事後評価において特に留意が必要な事項

特になし。

（2）効率性の評価

①効率性の評価

ASEAN 諸国が直面する労働災害及び職業性疾病の急増といった課題に対し、医療・保健分野の知見を有する WHO と労働安全衛生分野の知見を有する ILO が事業実施主体となり支援することにより、相互補完的に実施している。

②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし。

（3）その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし。

（4）政策等への反映の方向性

ASEAN を中心とした地域の住民の保健医療や職場における労働者の健康確保は、同地域の経済・社会の発展、安定に与える影響が大きく、ひいては、同地域の経済活動との関連が大きい我が国においても大きな影響を及ぼす。当該地域住民の保健医療や職場における労働者の健康確保を目的とする本事業は、必要かつ有効なものと考えられるので、平成 24 年度においても予算要求を行う。

6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H18	H19	H20	H21	H22
1	ベトナムにおける、国家労働安全衛生計画の効率的実施等に関する計画目標（immediate objectives）の達成状況	—	—	100%	100%	集計中
達成率		—	—	—	100%	集計中
2	WHO 主導で行われるアスベスト等の有害物質のモニタリング、労働者への健康診断の実施等の事業数	—	—	—	3	集計中
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
指標 1 について						
<ul style="list-style-type: none"> 資料出所：ILO の持つ専門的知識やノウハウを活用し、ニーズにあった協力を行うために日本が拠出しているプロジェクトについて、そのプロジェクト毎に設定される計画目標の達成状況を、国際労働機関アジア太平洋地域事務所（ILO・ROAP）の作成する報告書を基に、平成 20 年度プロジェクトから把握。 平成 22 年度の数値を現在集計中であり、平成 24 年度第 1・四半期に公表予定。 						
指標 2 について						
<ul style="list-style-type: none"> 資料出所：WHO 西太平洋地域事務局 2012 年予算書に基づく。 平成 22 年度の数値を現在集計中である。 						

7. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

特になし。